

マイナ保険証をご利用ください！

国の法改正により、令和6年12月2日以降、紙の保険証は発行されなくなりました。
マイナンバーカードを保険証としてご利用ください。

マイナ保険証を使うメリットは？

- ・ご本人の同意により、お薬情報や健診結果を治療に活用できます。
- ・一部の方を除き、事前の限度額認定手続きや後日の高額療養費申請手続きをしなくても、支払いが最初から限度額までに抑えられます。

マイナンバーカードを保険証として利用するには？

利用登録が必要です。市役所の特設会場、セブン銀行ATM、スマートフォンなどで登録が可能です。

マイナ保険証を持っていない場合は？

国民健康保険に加入されている方については、別途、資格確認書(※)が交付され、引き続き医療を受けることができます。後期高齢者医療制度に加入されている方については、マイナ保険証の有無に関わらず、全ての方に資格確認書(※)を交付いたします。

※7月中旬に交付予定です。令和8年7月31日までご使用いただけます。

国民健康保険に加入している方 問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503
後期高齢者医療制度に加入している方 問 保険年金課医療係 ☎355-6519



登録無料！

アプリに登録して、楽しみながら継続的に
健康づくりに取り組んでみませんか？



詳細は、
宮城県公式
サイトへ

楽しみながら、健康に。

kencomってこんなアプリ！

- 歩数・体重・血圧などを記録・管理できる
- 自分に合った健康情報が届く
- 日々の健康行動でポイントが貯まり、各種デジタルギフトに交換できる
- 健診結果がスマホで見られる



宮城県では、健康づくりを推進する事業の一環として、国民健康保険加入者向け健康増進アプリ「kencom」の運用を開始しました。

アプリをダウンロードしてみんなで健康づくりに取り組みましょう！

問 宮城県保健福祉部健康推進課
☎022-211-2624

国民健康保険税の税率改定について

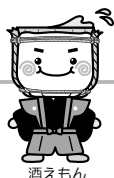
国民健康保険は、病気やけがにより医療機関で受診する場合に給付を行う医療保険制度です。国民健康保険税と公費により運営されていますが、国民健康保険税の税率を低く抑えてきたことにより、赤字の状態が続いています。国民健康保険の健全な財政運営を図るため、令和7年度から税率の改定を行います。加入者の皆様にご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

改定された税率により算定した税額は、7月の本算定時の納税通知書等により通知します。

詳細は、
市ホームページへ →



制度について 問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497
税額について 問 税務課諸税係 ☎355-5916



医療の上手なかかり方

重複受診をやめ、
かかりつけ医を持ちましょう



同じ病気で複数の医療機関に行く重複受診は、薬の重複を招きます。自分の病歴、体質などを把握した「かかりつけ医」を持ち、気になることは相談しましょう。

かかりつけ薬局を
持ちましょう



「かかりつけ薬局」では、薬の履歴である薬歴を管理してもらうことができるので、適切なアドバイスが受けられます。

ジェネリック(後発)医薬品
を活用しましょう



ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ有効成分を含む薬で、新薬より一般的に安価です。

希望する場合は、かかりつけ医・薬局に相談してみましょう。